

○厚生労働省告示第十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月十三日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十九年一月十四日から適用する。

平成二十九年一月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下第一において「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>（1） 「略」</p> <p>（10） 「略」</p> <p>（11） ロラタジン</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>（1） 「同上」</p> <p>（10） 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下第二において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	<p>一 「略」</p> <p>〔1〕 〔8〕 略</p> <p>〔号の細分を削る。〕</p> <p>二 (10)〔略〕 (9)〔略〕</p> <p>〔略〕</p>	改正前	<p>一 「同上」</p> <p>〔1〕 〔8〕 同上</p> <p>〔9〕 ペミロラストカリウム（内用剤を除く。）</p> <p>二 (11)〔同上〕 (10)〔同上〕</p> <p>〔同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			